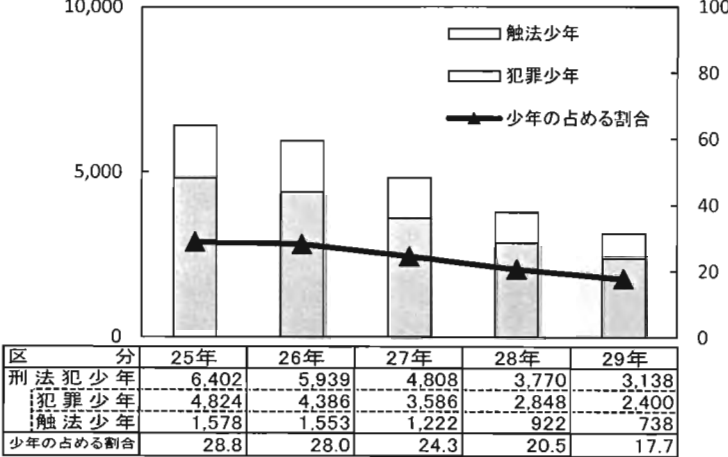


おおさかの少年非行

刑法犯少年の検挙・補導状況

● 刑法犯少年の検挙・補導人員は3,138人で、前年と比べて632人(16.8%)減少しました。

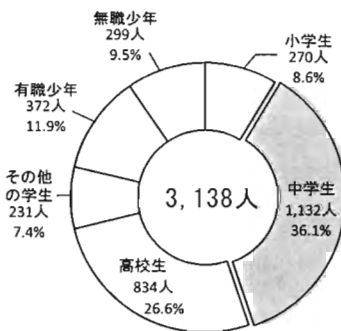
【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】



※犯罪少年…犯罪行為をした14歳以上の少年をいいます。
触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。
少年の占める割合…刑法犯で検挙(成人を含む)又は補導した人員のうち、少年の占める割合をいいます。

● 学職別では中学生(36.1%)が最も多くを占めています。

【学職別の状況】



【罪種・手口別の状況】

罪種・手口別	人員数	前年対比
総	3,138	-632
悪犯	91	+12
殺人	5	±0
強盗	42	+8
路上強盗	22	+7
放火	22	-9
強制性交等	22	+13
粗暴犯	415	-24
暴行	104	+13
傷害	257	-42
脅迫	18	+8
恐喝	36	-3
窃盗犯	1,649	-509
自動車盗	9	+1
オートバイ盗	207	-137
自転車盗	399	-81
ひったくり	41	+10
車上ねらい	33	±0
部品ねらい	50	-31
万引き	575	-239
その他	335	-32
知能犯	60	+2
風俗犯	116	+14
強制わいせつ	78	+11
公然わいせつ	35	+8
その他	3	-5
その他の刑法犯	807	-127
占有離脱物横領	452	-99
その他	355	-28

特別法犯少年の検挙・補導状況

● 特別法犯で検挙・補導された少年は612人で、前年と比べて9人(1.4%)減少しました。

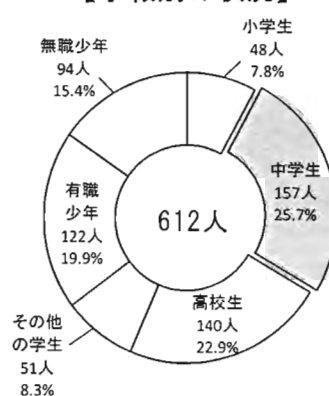
● 学職別では、中学生(25.7%)が最も多く、次いで高校生(22.9%)の順となっています。

【法令別の状況】

法 令 別	人員数	前年対比
総	612	-9
軽 犯 罪 法	220	-41
迷惑防止条例	165	+33
痴漢	33	-7
風営適正化法	21	-8
児童福祉法	0	-3
青少年保護育成条例	7	-1
児童遊園・児童ホールノ禁止法	40	+13
銃 刀 法	18	-2
大麻取締法	39	+3
覚せい剤取締法	8	-9
その他	94	+6

※ 特別法犯とは、刑法犯を除くすべての犯罪(交通関係法令を除く)をいい、条例に規定する罪を含んでいます。

【学職別の状況】



大阪府警察マスコットキャラクター
フーくん・ケイちゃん

～ためらうな NOと言いきる 強い意志～



不良行為少年の補導状況

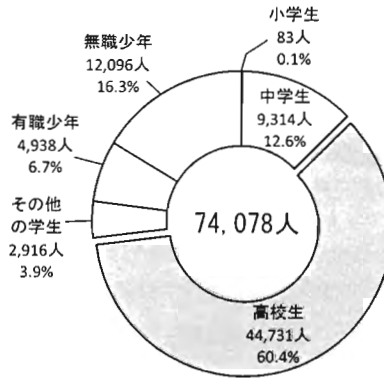
～深夜はいかがが8割近く～

- 行為別では、深夜はいかい(78.2%)と喫煙(20.4%)で補導された少年が全体の98.6%を占めています。
- 学職別では、高校生(60.4%)が6割以上を占めています。

【行為別の状況】

行為	別	人員
総	数	74,078
飲	酒	153
喫	煙	15,075
粗	暴	25
暴	走	40
家	出	4
無	断	4
深	夜	57,919
急	学	565
不	健	7
不	良	21
不	健	62
そ	の	203

【学職別の状況】



少年の福祉を害する犯罪

～児童ポルノの被害児童は中・高生で約8割～

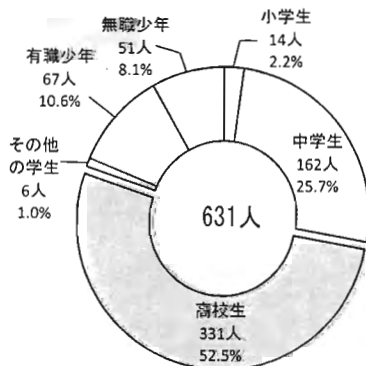
【福祉犯の検挙状況等】

区分	検挙人員	前年対比	被害少年数
総	638	+17	631 (347)
未成年者飲酒禁止法	34	+10	43 (18)
未成年者喫煙禁止法	176	+16	161 (20)
風営適正化法	81	+21	104 (34)
売春防止法	1	±0	0 (0)
児童福祉法	20	-13	33 (33)
児童買春・児童ポルノ禁止法	175	-3	138 (128)
労働基準法	23	-12	22 (22)
職業安定法	9	+4	9 (9)
覚せい剤取締法	9	-5	7 (4)
大麻取締法	14	±0	19 (1)
青少年保護育成条例	77	-12	93 (76)
その他	19	+11	2 (2)

※ 被害少年数の()は女子を内数で示しています。

- 学職別では、高校生(52.5%)が最も多く、次いで中学生(25.7%)、有職少年(10.6%)の順となっています。

【福祉犯被害少年の学職別の状況】



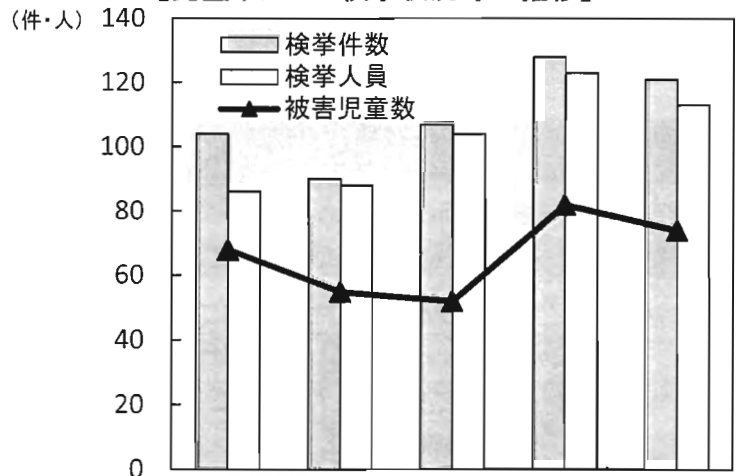
福祉犯とは

少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪のことをいいます。

- 児童買春・児童ポルノ禁止法違反の違反形態では、インターネット利用によるものが46.9%を占めています。

児童ポルノの現状

【児童ポルノの検挙状況等の推移】



- 検挙件数・検挙人員及び被害児童数のいずれも前年と比べて減少しました。



～その写真 ネットあけたら 消えないよ～

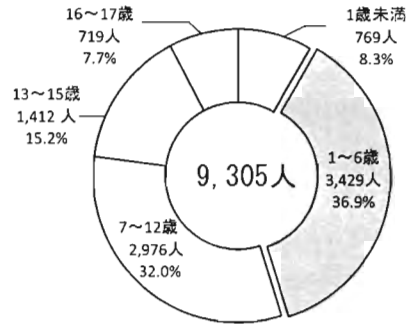
児 童 虐 待

～虐待の被害から児童を守る～

【児童虐待の状況】

区分	認知件数	通告児童数	身体的虐待	性的虐待	怠慢又は拒否	心理的虐待
平成29年	5,436	9,305	1,813	22	826	6,644
平成28年	4,966	8,536	1,647	24	855	6,010

【通告した被害児童の年齢内訳】



注：図表中の数値はいずれも大阪府警察での取扱い数を示しています。

- 大阪府警察が認知した児童虐待容疑事案の件数は、前年と比べて470件(9.5%)増加し、通告児童数は769人(9.0%)増加しています。

【児童虐待の類型】

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること

- 殴る、蹴る、首を絞める
- タバコの火を押しつける
- 戸外に閉め出す

など

怠慢又は拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること

- 食事を適切に与えない
- 乳幼児を家に残したまま外出する

など

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

- 児童に対し淫行する
- 性器を触る又は触らせる
- 児童ポルノの被写体にする

など

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- 暴力的な言動により児童を脅す
- 児童を無視したり拒絶的な態度を示す
- 配偶者やその他の家族に対して暴力的な言動を行う

など

■ ■ こんな児童や家庭を見かけたら、連絡を! ■ ■

- 児童の身体に不自然なアザや火傷などがみられる
- 夜間、家に保護者がおらず乳幼児だけが残されている
- 大声をあげ、児童に暴力を振るっている様子が見られる



- 「虐待かもしれない」と思ったら いちはやく すぐに、児童相談所全国共通ダイヤル **189** 番へ!!
または児童相談所や市町村若しくは最寄りの警察署や110番へ通報してください。

- 被害児童の学職別では、高校生30人(40.5%)が最も多く、次いで中学生29人(39.2%)、小学生14人(18.9%)の順となっています。

児童ポルノにかかる「自撮り被害」に注意!

- 被害児童のうち、21人(28.4%)が「自撮り被害」に遭っており、うち約8割がコミュニティサイトの利用に起因しています。
- 学職別では、中学生10人(47.6%)が最も多く、次いで高校生7人(33.3%)、小学生4人(19.0%)の順となっています。
- 被害児童の約8割が、面識のない者からの要求により画像を送信させられています。

「自撮り被害」とは

だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。



保護者の皆様へ ～スマートフォン等の利用に起因する犯罪被害等防止～

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングを利用するとともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

注：文中や図表中で示す構成比については、四捨五入した関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合があります。

～SNS 気付いたときには SOS～

平成29年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府教育委員会教育長賞



大阪府少年サポートセンターの活動

大阪府少年サポートセンターでは、「大阪府警察本部」、「大阪府」、「大阪府教育庁」の三者が連携し、少年非行防止活動のキーステーションとして少年非行防止・健全育成に向けた様々な取組を行っています。



問題を抱える少年の立ち直り支援活動

平成29年中に検挙・補導された刑法犯少年のうち、過去に何らかの非行により検挙・補導されたことのある少年は、全体の34.4%を占めています。

継続した面接指導

深夜はいかいや喫煙等を繰り返す少年や、警察で検挙・補導された少年たちをさらなる非行に走らせないために、継続した面接による助言・指導を行っています。

早い段階での適切な指導

初めて刑罰法令に触れる行為により補導された14歳未満の中学生を対象に、ルールを守ることの大切さを少年自身に気づかせるための面接指導を行っています。

心理テストに基づくアドバイス

臨床心理士等の資格を有する少年補導職員が、問題行動の原因を心理テストにより科学的に調査し、その少年の特性に応じた指導を行うとともに、保護者に対しては少年の指導方法について助言を行っています。

体験活動等を通じた立ち直り支援

大阪府青少年課と連携して、スポーツ活動、農業体験や木工体験等の体験活動、その他清掃活動等の社会奉仕活動等を通じた立ち直り支援を行っています。また、将来に向けた学習支援や就労支援も行っています。

立ち直り支援に関する詳しい話を聞きたい方は、最寄りの警察署又は担当地域の少年サポートセンターにご相談ください。



非行防止教室

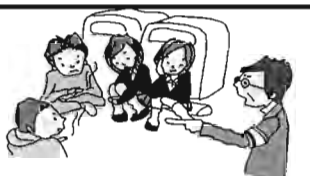
少年たちの規範意識の向上と犯罪の被害防止に向けた非行防止教室等を行っています。

少年相談

少年非行問題や犯罪被害等について保護者、少年、学校等からの相談を電話や面談により受理し、必要な助言・指導を行っています。

街頭補導活動

繁華街や駅、公園等の少年のたまり場となりやすい場所を重点に巡回し、深夜はいかいや喫煙等の不良行為少年の補導活動や家出少年、福祉犯被害少年の発見・保護活動を行っています。



各種相談窓口

～ひとりで悩まないで～

少年相談窓口

青少年クリニック (少年の非行の原因究明等に関する相談)	06-6773-4970(よくなれ)
グリーンライン (少年からの相談並びに家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談)	06-6944-7867(なやむな)
大阪府少年サポートセンター	
八尾 (東大阪市、八尾市、柏原市)	072-992-3256
枚方 (守口市、枚方市、交野市、大東市、寝屋川市、門真市、四條畷市)	072-843-2000
豊中 (豊中市、池田市、箕面市、豊能郡)	06-6866-3000
茨木 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡)	072-625-6677
難波 (大阪市西区、港区、大正区、浪速区、住吉区、西成区、住之江区、中央区の一部(南警察署管内))	06-6211-3400
梅田 (大阪市北区、福島区、此花区、西淀川区、東淀川区、淀川区)	06-6362-2225
中央 (大阪市都島区、中央区の一部(東警察署管内)、旭区、天王寺区、東成区、阿倍野区、城東区、生野区、東住吉区、鶴見区、平野区)	06-6772-4000
堺 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡)	072-274-2355
富田林 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡)	0721-25-4922
岸和田 (岸和田市、貝塚市、泉南市、泉佐野市、阪南市、泉南郡)	072-423-2486

このリーフレットは45,000部作成し、1部あたりの単価は3.56円です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。